



Vol.80

弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所

★運送業と未払い残業代

裁判例には「法律上そう驚くような内容ではないけれども判決文となって世にでると多大な影響が出るもの」があります。

飲食店の店長の管理監督者性が争われたマクドナルド事件判決も同じです。従来から飲食店の店長は管理監督者に当たらないことが多かったのですが、判決文となって世に出たため、その後類似の紛争が増えました。

運送業でもこの種の裁判例が最近出ました。田口運送事件判決（横浜地裁相模原支部平成26年4月24日）です。運送会社の従業員が未払い残業代の請求を求めたものです。運送会社側は、運転手は休憩時間も長く、かつ残業代として業績給を支払っているため未払い残業代はないと主張しました。

田口運送事件判決の要旨は以下の通りであり、運転手側の請求が概ね認められました。

- ・ある程度荷積み時刻が決まっていて、原告らがトイレに行ったり、コンビニに買い物に行くことができたとしても、荷積み時刻が不確定であることから出荷場や配送先における待機時間を労働時間と評価すること
- ・賃金規程に、業績給を残業手当とし

て支払うと規定していたとしても、業績給のうちの職能給及び職別給は、それぞれ乗務する車種によって支給するもの、作業の難易度によって支給するものとされており、必ずしも時間外労働等を行うことによって発生するものではなく、通常の労働時間内の労働によっても発生するものといえるから、原告らが残業手当として受領している給与には、通常の労働時間に相当する部分が含まれており、仮に割増賃金に当たる部分が存在するとしても、これを通常の労働時間に相当する部分と明確に区別することはできないとして賃金規程に定められた業績給のうちの職能給及び職別給を残業手当として認めなかったこと

現在、運送業における未払い残業代訴訟が多発しています。問題の背景は以下の通りです。

- ・仕事を早く終わらせた運転手の賃金が相対的に低くなるため、経営者は労働時間に応じて賃金を支払うことに抵抗がある。そのため労働基準法上は多額の未払い残業代が発生している。
- ・荷主の運賃が年々下がり単価が下落しているため、長時間労働により賃金を維持している場合が多い。そのため労働時間を減らすことは困難である。

・荷主の運賃は荷物の種類、量、距離によって決まるため、運転手の賃金も歩合制になじみやすい。労働時間に応じて賃金を支払うことがなじみにくい。

対策は一応あります。

・出来高給制度を明確にし、歩合給の割合を高くする。紙面の都合から触れませんが、出来高給の場合は時給単価が低くなり、未払い残業代の金額が減ります。

・時給を会社の総人件費に合わせて下げて、時間に応じて賃金を支払う（多くの場合は定額残業代制度の導入をすることになります）。

しかし、出来高給の割合を増やすことは多くの場合不利益変更にあたるため、一人一人の運転手に対する制度の説明が必須で、かつ数字を詳細に示した同意書や契約書にサインをしてもらわないといけません。出来高給の割合を増やすことは景気や業績によっては大幅に賃金が減ることになるため、同意をしない運転手が出る可能性が十分あり、運送会社は導入に及び腰になります。

定額残業代制度の導入は、一定金額を保証するため、運転手から書面による同意を取りやすいのですが、定額残業代が多額で、長時間の割増賃金に相当する場合は、導入した定額残業代制度が裁判では否認される可能性が高

いですし、田口運送事件のように歩合給的な残業代制度を採用しても同じく否認される可能性が高いです。

ルートに応じて標準の労働時間を算定し、ルートごとの定額残業代を設定することは可能ですが、運送会社側はやはり時間に応じた賃金制度を設定することに抵抗があるため、なかなか実現しません。

運送会社の未払い残業代問題は、大規模化すると会社が倒産してしまうケースもあります。倒産しないまでも、未払い残業代を支払うことで、業績が悪くなるため権利を主張しない運転手に対する賞与や賃金総額が減ってしまいます。労働基準法が却って多くの労働者を苦しめる事態に至っています。

ちなみに中国では運転手は労務契約（日本でいう業務委託のようなもの）扱いとなり、労働時間に応じて賃金を支払う必要はありません。この種の紛争は皆無です。時代に合わない法律をいつまでも存続させ、紛争を拡大させ、ひいては権利を主張しない従業員が不利益を被る、このような状況が今後も続くのかと思うと、とても残念な気持ちになります。

お気軽にご相談下さい（10:00～17:00）

狩野・岡・向井法律事務所

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982